



～令和7年度亀岡市こども宅食見守り事業～

1 事業の概要

様々な形で困りごとを抱えている子育て中のご家庭に対して、定期的に食品等を届ける事業です。物品や情報を直接届け、定期的、継続的に関わることで保護者とこども(家庭)とつながり、関係性を生み出し、変化を見つけることができ、つながりにくい家庭の生活課題の重篤化を予防することを目的としています。

2 対象世帯

養育に不安や困難を抱える世帯の中で、見守りを希望する世帯
(亀岡市が必要性を審査し、対象世帯を決定します。)

3 実施方法等

2箇月に1回、年6回程度、こども宅食見守り事業者が食材をもって対象世帯を訪問し、こどもや保護者と面談を行うことで見守ります。

※申請日により訪問回数は変わります。

※支援の必要がなくなった場合は、こども宅食見守り事業の利用を終了させていただくことがあります。

4 申請方法

- ① 申請は亀岡市こども家庭課こども支援係で受け付けています。申請書を記入してください。
- ② 申請書の提出時に事業の目的や概要について説明し、同意の確認をいたします。
- ③ 申請書受付後、決定(不決定)の通知を送付します。

5 決定後の流れ

決定後、市はお住まいの地域担当のこども宅食見守り事業者に対象者の住所や世帯状況、連絡先等を提供します。その後、担当のこども宅食見守り事業者から対象世帯に連絡して、こども宅食見守りが始まります。

※こども宅食見守り事業者は「亀岡市こども宅食見守り員証」の名札をつけています。

6 申請書提出先(担当課)

亀岡市こども家庭課 電話 0771-25-5138

(亀岡市安町釜ヶ前82番地 亀岡市保健センター(BCome⁺)内)

